

佐藤博幸委員長

ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

本日は、本委員会の法的助言者であります、藤井正寿弁護士にご出席をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者は、ありません。

出席者は、定足数に達しております。

なお、委員の皆様申し上げます。委員会室内が暑い場合は、上着を脱いでいただいても結構ですので、申し添えます。

この際、お諮りします。

本日は、証人尋問を行う予定です。証人の人権に最大限配慮する必要があることから、これからの協議は、本調査特別委員会運営要領2(2)会議の公開等(委員会条例第20条)に基づきまして、秘密会で協議することについて、採決します。

秘密会で協議することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

委員及び委員外議員の皆様改めて申し上げます。

会議規則第113条の規定により、秘密会の議事は、何人も秘密性が継続する限り、他に漏らしてはならないことになっており、他に漏らした場合は、懲罰の対象になりますので、ご留意願ひします。

それでは、本日の議事に入ります

初めに、証人尋問についてを議題といたします。

本日は、 証人の証人尋問を行います。

証人尋問の進め方についてですが、尋問は一問一答方式として、尋問項目ごとに、事前に配付いたしました「証言を求める事項一覧表」のとおり、最初に、委員長から総括的に主尋問を行い、その後、通告のあった委員から委員尋問を行います。

尋問時間は、概ね1時間から2時間を目安に行います。

それでは、証人尋問に入ります。

 証人入室のため、暫時休憩します。

(休憩中 証人および 補佐人が入室)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは、 さんですか。

マイク、トークボタン押していただけますか。

<p>証人</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>発言が終わりましたら、その都度切っていただけますか。 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。</p>
<p>証人</p>	<p>はい、間違いありません。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>証人におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査事項であります、鶴岡市長の選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項の調査のため、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>証言を求める前に、証人に申し上げます。</p> <p>証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。</p> <p>そのため、証人には証言をしていただく前に、良心に従って真実を述べることにより、証言の真正を確保し、ひいては委員会の公正性を担保するために、証人は宣誓をすることになっております。</p> <p>宣誓をするか否かについては、補佐人の助言を求めることもできますことを申し添えます。</p> <p>宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられる可能性もありますので、ご注意ください。と思います。</p> <p>それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。会場内にいる、すべての方々のご起立をお願いいたします。</p> <p>(全員起立)</p> <p>それでは、証人は宣誓書の朗読をお願いいたします。はい、マイク入れてお願いします。</p>
<p>証人</p>	<p>宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、次に、証人は、宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。一旦着席して、署名・捺印をお願いします。</p> <p>(証人 署名・捺印)</p> <p>はい、それでは宣誓書を横の方に置いていただけますか。はい、それでは皆さんお座りください。</p> <p>この際、申し上げます。補佐人から内容をメモするために、ノートパソコンの持ち込みの申し出がありました。やり取りを記録したいという内容趣旨に鑑み、補佐人に限り、委員長の議事整理権で認めることとしましたので、ご承知おき願います。</p>

	<p>証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。</p> <p>証言の際は、着席のままご発言いただいて構いません。発言される場合は、お手元のマイクのトークボタンを押した上で発言してください。また、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりご利用ください。なお、補佐人は証人からの求めなく、助言することはできませんので申し伝えます。</p> <p>各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より発言を求めます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、運営要領にのっとり、円滑な議事運営にご協力をお願いします。</p> <p>これから、証人から証言を求めます。</p> <p>最初に、委員長から総括的に主尋問を行い、その後、通告のあった委員から個別に委員尋問を行います。おおむね1時間から2時間を目安にしたいと考えていますが、尋問の進み具合によりまして、時間の延長または後日、日程を調整の上、再度証人尋問を行う予定ですのでご承知おきください。</p> <p>最初に、尋問番号1、選挙資金管理と支援者から渡された100万円の取り扱いについて、私から伺います。まず初めに、あなたと皆川治市長とは個人的には、どういうご関係ですか。はい、お願いします。</p>
証人	えっと親戚ではないのですが、関係というは友人というか知人というかです。
佐藤博幸委員長	次に、平成29年10月15日執行の皆川治市長の鶴岡市長選挙の選挙運動費用収支報告書の出納責任者の就任について伺います。いつ就任の依頼をされましたか。
証人	正確にいつということは、ないというか、覚えてないというかですが、はい、後援会等の会計責任者になっているので、その流れです。
佐藤博幸委員長	おおよそいつ頃か、お分かりになりませんか。
証人	自然と言ったらなんですけれども、特にそんな、…なかったの、成り行きというか、そういう感じでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、どなたから就任の依頼をされましたか。
証人	依頼されたかどうかあれですけども、本人以外にはないと思います。
佐藤博幸委員長	そのご本人は、依頼するときどのようなお話をされましたか。
証人	特に依頼というのが正式に、この日に依頼ということないので、そのときにどう言う話があったっていうのは覚えてないというか。そもそもないという、ないといったら、あるかもしれないけど。はい、そういう状況です。
佐藤博幸委員長	次に、いつ出納責任者に就任されましたか。

証人	選挙立候補を届け出るときだと思います。
佐藤博幸委員長	次まいります。あなたは選挙運動費用収支報告書の出納責任者と皆川治後援会の会計責任者、政治資金管理団体「対話で鶴岡を元気にする会」の会計責任者の三つの会計の責任者及び事務担当者を兼務されていますか。
証人	すみません事務担当というのは、どういった、はい、あれになりますか。
佐藤博幸委員長	はい、報告書の用紙にですね、出納責任者とその下に事務担当者という名前の記入欄がございます。
証人	あれっ、選挙のほうもありますか。
佐藤博幸委員長	はい、選挙運動費用も後援会の会計も資金管理団体の会計の報告書にも、二つの欄がございます。
証人	選挙の方はちょっと何とも思ってないですが、後援会と資金管理団体のほうは、それは認識があり、そうだと思います。
佐藤博幸委員長	選挙運動費用収支報告書の一番上の用紙には、その欄があるんですが記憶はいかがですか。
証人	認識がないです。すみません。
佐藤博幸委員長	はい、はい、次まいります。選挙資金管理の役割分担について伺います。選挙資金管理の役割分担は、どのようにされていきましたか。
証人	これについては、ちょっと答えになっているかどうか分かんないんですが、実際として、お金をこう本人から、皆川から使う分をいただいて、で私が支払いのほうを、分担していたといえ、分担していたのか。そういう格好です。
佐藤博幸委員長	皆川市長とは、いつ役割分担の相談をしましたか。
証人	その都度というか。はい、特にいつというのを、まあさつきと同じですが、覚えていないか、若しくはしてないかというか。成り行きでというか。そういう格好ですね。
佐藤博幸委員長	はい、次にまいります。皆川市長とは、どこで役割分担の相談をしましたか。
証人	それも同じで、この日どこというのは覚えてないというか、ないというか、成り行きでということになると思います。
佐藤博幸委員長	次まいります。皆川市長とは、どのような役割分担の相談をされましたか。
証人	どのようなというのは、どういう。
佐藤博幸委員長	相談されたときに、役割分担を決めるときにですね、「どうしてください」とか、「私がどうします」とか、何かやり取り、記憶ございませんか。
証人	その都度でしたので、はい。
佐藤博幸委員長	はい、次まいります。選挙運動資金の管理について、皆川市長から

	はどのような指示があったのですか。
証人	はい、指示。うーんと、特段これといったことはなく、受け取ったお金を支払いしていくというようなことだと思います。
佐藤博幸委員長	はい、選挙運動資金の入金・出金はどなたの判断で行っていましたか。
証人	はい、入金是要る分を本人にこう受け取って、本人から受け取って、支払いは、かかった分を私が支払いしていたということになります。
佐藤博幸委員長	はい、次いきます。選挙運動資金の管理は、どのような方法で行っていましたか。
証人	すいません、方法というのは。
佐藤博幸委員長	例えば、現金、それから預貯金というような方法が考えられますが、どのような方法でされていきましたか。
証人	はい、現金です。
佐藤博幸委員長	現金、はい。委員長の主尋問は、(1)についてこれで終了します。続いて、委員の尋問を行います。はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	今の答弁で、その3つの資金管理団体の出納責任者、会計責任者やっているということでしたが、それぞれの会計について、その資金をどっちに振り分けるとか、そういう判断、管理の目的っていうのは、それぞれの会計ではっきりと区別してやっておりませんでしたでしょうか。
証人	あの、どこが、どこなのか、どこであるべきなのかというのをその都度判断してというか、そういうふうに行っていました。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その判断は、ご自身で行っていたということですか。
証人	そこは私…
五十嵐一彦委員	市長が行っていたのか、自分の判断か。
証人	ま、ええと、2人でですね。
五十嵐一彦委員	2人で。
証人	はい。
五十嵐一彦委員	その都度。
証人	ま、その都度。
五十嵐一彦委員	相談しながら。
証人	相談しながらというか、はい。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	ただいま、選挙資金の管理について、現金で管理していたということでしたが、具体的には、その現金というのはどういう状態で管理していたのでしょうか。
証人	私が頂いた分は、袋に入れて持っていたという格好ですね。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員

五十嵐一彦委員	袋に入れて、ご自分で管理、じゃあ自宅、自分の家で保管して、管理していたということでしょうか。
証人	そういうときもありました。そういうときもあったというか、はい、行ったり、それはどっかに置いてあったかっていうこと。
五十嵐一彦委員	そうですね。
証人	ではないですね。事務所にあったとか、そういうことではなくて。私と一緒に動いていた。
五十嵐一彦委員	すみません、確認、確認ですけど。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その現金、結構少ないお金ではないと思うんですけど、それは袋に入れて、1か所でちゃんと管理していたということによろしいですか。
証人	1か所…
五十嵐一彦委員	移動したりせずに、自宅だったら自宅にそのお金は管理していたということ。
証人	いや、ええと、まあ出たり入ったりありますので、その都度動いたは、動いたと思いますね。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい、じゃ基本的に、その袋、1つの袋で管理していたということの間違いないですね。ほかに分散したりはしないで。
証人	どの分はどう、どの分はどうっていうような分散はなかったと思います。
五十嵐一彦委員	まず、あちこちにこう分けて置いたりはしてない。
証人	してないですね。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その選挙運動資金についての役割分担っていうのは、これまでの答弁でありましたとおり、支払いについては、出納責任者が全部判断してやっていたということの間違いないですか。市長の判断じゃなくて、 証人さんの判断で支払いは全部やっていたと。
証人	おおむねそうだというか、ちょっとどれだけの支払いが、100% そうだったかどうかちょっとあれですけど、だいたい、だいたいというか全部、全体的にはそういう格好です。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その収入の部分については、必要なときに頂いていたということでしたけど、それは、出納責任者のほうから必要だからというので市長の方に請求したという形ですか。
証人	そうです。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	だいたいその選挙運動期間中に、何回ぐらいその請求していたかっていうのは記憶ありますか。

証人	記憶が定かではないですが、まあ2、3回なんじゃないかなと思いますが。
五十嵐一彦委員	2、3回。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	だいたい1回のもらう金額も少ない金額ではないと思いますよね。その100万、何10万単位でもらっているということですので、その辺の記録といいますか、出納簿などは記入していましたか。
証人	はい、記入していませんでした。
五十嵐一彦委員	確認ですけど、全くその記録はなしですか。
証人	手書きでちょちょっとやっていたかもしれませんが、雛形、報告の様式を整えるために、正式にはもうそっちの報告書の方に入って行って、支払いの方から作って行ってしまったという格好になります。
佐藤博幸委員	五十嵐委員、マイク、その都度切ったり入れたりしてもらえますか。
五十嵐一彦委員	すみません。その支払いについては、領収書を基にして記録が残っている、それで月日っていうのははっきりしていると思うんですけど、収入については、じゃあ記録をしていないということで、例えば、最初の報告書などは、どのようにじゃあその収入の月日っていうのは記載したんでしょうか。
証人	支払いに、こうから見て、ま、選挙のスタートとか、その辺、こうだいたいこうやって行ってしまったのかなと、後から思えば、後から見ればそのように思えてしまいました。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	今の答弁からすると、その収入に関しては正確な報告ではないということよろしいですか。
証人	はい、えーと、後から思えば、どうだったかなっていうのはありますけど、その分からないっていうか、正しかったかもしれないですし、出納帳がなかったという、作ってなかったということになります。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その収入も、その市長の自己資金とか寄附とかいろいろ種類があるわけですけど、その受け取った収入がどのような種類の収入になるのか、それはその都度確認していましたか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	えっと、確認というのは。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	頂いた現金が、市長の自己資金のものなのかというそういう確認です。
証人	私の方からは、することはなかったと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	渡されたお金が、市長の自己資金なのか、その他の収入のお金なの

	かっていうのは、全く確認してなかったということですか。
証人	えっと、言われれば。言われれば、そのように。寄附なら寄附とするようにはしていましたけども。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	じゃあその支出に関しては、市長はほとんど指示はしていなかったということでしょうか。
証人	指示というのは。
五十嵐一彦委員	市長から、支払いに関する直接の指示っていうのは、特にないって。
証人	指示かどうか、だいたい掴んでいるというか、共有なっていたんじゃないかなと思いますけど。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その支出に関する報告は、市長にはどのような感じでやっていましたでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	報告は、それも流れの中でこう、やりとりしていたということですね。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	じゃ再度もう一度確認しますが、その収入に関して、また支出に関しては、別個に特別な記録は全く取っていなかったということで間違いないですね。
証人	当時は、はい、専門家の方々からも指導されたんですが。はい、作ってませんでした。
佐藤博幸委員長	はい、(1)については以上ですか。はい。(1)について、通告されている他の2名の委員の方からの質問はございますか。
	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	今の答弁についてちょっと関連して確認も含めてさせていただきたいと思いますが、まず最初に、その出納責任者について、3つの会計の責任者と、選挙と、あと政治団体と、それから資金管理団体と。その3つの会計責任者についてくれということで、皆川市長から、はっきりと明確に依頼されたことは覚えてないということなんですかね、先ほどの答弁です。そこ確認したいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、証人。マイク、1回ずつ切っていただけますか。
証人	えーと、覚えてないです。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	先ほどは、その後援会に、が最初にあって、その流れで出納責任者を依頼されたような、お話をしていましたけれども、それでよろしいのですか。
佐藤博幸委員長	証人

証人	後援会の流れで。
佐藤昌哉委員	さっき先ほどその出納責任者に、そのま、依頼があったという趣旨の答弁で、後援会が先あってその流れで、出納責任者として依頼されたような気がする、そういう主旨の発言をしていたので、その出納責任者として、市長からどのように依頼されたのか、その辺の経過について明確にお聞きしたかったのですが。
証人	その流れでということ、その明確にこう、どういう打診があったかどうか、ちょっとあったのかどうかも覚えてないというか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	それでは改めてあれですけれども、あなたはその3つの会計責任者ということで、そのときま、あの認識されましたか、そういう会計の担当者である責任者であるということを、どこで認識したのですか。その後援会の流れで、そういうふうに認識したと言っていますけれども、そのときに、じゃあ私はその3つの会計の責任者になるんだなと意識はどこで持ったのですか。
証人	ちょっと覚えてないですが、そんな遅くないタイミングだったと思います。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	はい、それはどういう状況の中で、電話なのか直接そういうふうに言われたのか、言われたか、そういう雰囲気であったのか、どういう状況の中で自分がそう思ったのですか。
証人	えっといや、あのう、電話とか話とか常にやり取りあったので、その話をどういふか、いつどうって言うのちょっと覚えてないというか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	はい、答弁を集約してみると、その自分がいつになったのか明確に覚えてないということで、ただ後援会の中でそういう流れになったのは分かる、それだけが記憶にあるということによろしいですか。
証人	なったのか。
佐藤昌哉委員	自分が就任したっていうこう、自分の中で自分が会計責任者として3つの会計について、責任者として意識したのは、そのとき依頼されてなったということなんですか。
証人	正式になったのは、届け出した日。
佐藤昌哉委員	依頼されたのはいつかということ。
証人	依頼されたのはいつかという話ですか、それはちょっとすいません。
佐藤博幸委員長	他にございますか。はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	現金を何回かに先ほども渡されたということでありましたけれども、その現金について、この現金は、その皆川市長本人から、その会計に入れてくださいとか、そういう指示とかはなかったのですか。ただ預かって、さっき現金を一つにまとめておいたという答弁あった

	ようですけれども、特にそういう市長とのやり取りはなかったですか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	どこにというのは、後援会にとか、そういう話なんですか。あ、それはあります。もちろどこに入れるっていうのは。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	先ほど2回か3回というふうに、お金を渡されたような記憶があるということでしたけれども、その金額についてはどうだったんですか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	50万円とか100万円とかそういう金額だったと思います。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	管理については、ほぼ現金だということでありましたけれども、その通帳の管理というのは、全く通帳では管理していなかった、あるいは自分には、その通帳を渡されなかったということなのか、通帳は3つの会計の処理にするために分かれていたのか、一緒だったの分かりませんが、通帳と言うことは全然なかったのですか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	現金だと申し上げたのは、選挙の現金で、後援会と資金管理団体は、通帳あります。
佐藤昌哉委員	確認ですが、そうすると、選挙運動費用の会計の専用の通帳はなかったということで、よろしいですかね。
佐藤博幸委員長	 証人
 証人	はい、そうです。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	通帳の名義については、どなたの名義になっていましたか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	後援会の方ですか、後援会と資金管理団体あるんですが。
佐藤昌哉委員	2つはあって、1つ後援会ではなかったと、あっ、後援会でね、選挙運動費用会計にはなかったけれども、その他の2つにはあったというお話でしたけれども、ある資金管理団体と後援会の部分は通帳あるように今おっしゃっていましたが、その名義は、通帳の名義はどなたの。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	あったというか、後援会と資金管理団体の、です。
佐藤昌哉委員	こちらからあれですけど、後援会
佐藤博幸委員長	ちょっとお待ちくださいね。 証人、今の証言、あの質問、尋問は分かりましたか。口座の名義という尋問だったかと思うんですが。はい、もう一回お願いします。
 証人	はい、えっと皆川治後援会会計責任者、 となっています。

	一つは、はい。もう一つが対話で鶴岡を元気にする会、会計責任者、 ■■■■■となっています。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員。
佐藤昌哉委員	その通帳2つはあるということですか。
■■■■■証人	はい。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。通告しております他の委員はよろしいですか。はい、秋葉委員
秋葉雄委員	その後援会、あるいは、資金管理団体の口座から選挙資金っていうのを出したりしていますか。一旦、私の考えるにはですね、一旦、口座にやっぱり大きいお金ですから、全部で見ると600万からのお金になるので、そのお金は、一旦資金管理団体に出す、あるいは、後援会に流して行くという段階から、さらに、選挙が始まっていくと、選挙の費用にそこから出していくっていう流れになりませんか。現金でやっていましたっておっしゃいましたから、現金で選挙の費用は、全部現金でやってたのかっていうことです。一旦、通帳に入れましたか。
佐藤博幸委員長	はい、■■■■■証人
■■■■■証人	はい、入れてないです。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	そうすると、その資金管理団体や後援会の資金っていうのが、選挙期間中は一切動いてない。
佐藤博幸委員長	はい、■■■■■証人
■■■■■証人	いやそんなことはない、そうとは限らない。ちょっと覚えていませんが、そうとは限らないんじゃないかなという気がします。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	選挙資金は、後援会の口座から出した資金で賄った部分っていうのはないんですか。
佐藤博幸委員長	はい、■■■■■証人
■■■■■証人	えっと、選挙の収支報告書に載っている分が、後援会から出しているんじゃないかという話ですか。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	通常ですね、資金管理っていうのは、資金管理団体で管理をするわけですけど、そこにお金まず入れますね。大体もらったお金は、大きい金額だから、そんないつでも手元に全部持っておくっていうわけにいかないのだから、だから、通帳に入れます。 通帳に入れたものを、こっちの資金、こっちの資金っていう形で振り分けていくと思うんですよね。それが、実際にはどういうふうに行われていたのかっていうことをお分かりになりませんか。
佐藤博幸委員長	はい、■■■■■証人
■■■■■証人	一旦、資金管理団体の資金で入金受けてっていう前提が、すみませ

	んなかったです。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	それじゃあ、皆川市長からお金を預かりします。その後、それは袋に入れていましたっておっしゃいましたが、通帳というものを通さずに袋で管理していたということですね。金額に関わらず。現金でっておっしゃって、袋でっておっしゃっていたから、通帳というものを、普通は通帳を使ったりするんですけども、それは全然通帳を使わないで現金で袋から出して、そして、支払いをしていたと、こういうことでよろしいですか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	選挙資金に関しては、そうです、それでよろしいです。結構です。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員よろしいですか。
秋葉雄委員	はい。
佐藤博幸委員長	それでは（１）以上で終了します。次に（２）。いいですか。次に、尋問事項１の（２）にまいります。 主尋問、私からいたします。（２）は100万円授受に関する伝達について伺います。あなたが、市長が支援者から受け取った100万円の存在を知ったのはいつですか。 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	■■■■ さんから本人受け取っていたと知ったのは、出頭請求書に書いてありましたが、8月28って日付があったと思いますが、それ自体、ちょっと私も、あんまりあれがないんですけど、記憶がないんですけど、そういわれれば、そう間違いないかなという気がします。去年の。
佐藤博幸委員長	今の証言でよろしいですか。もう一回確認しますね。 あなたが、市長が支援者から受け取った100万円の存在を知ったのはいつですか。どの時点でしたか。
■■■■ 証人	皆川が ■■■■ さんから100万円をもらっていたのを知ったのはいつかっていう話ですか。去年の、そのときです。
佐藤博幸委員長	また、もう一度お聞きします。去年の何月頃か何日かは、お分かりになりませんか。
■■■■ 証人	8月28出ているので、それでその頃だと思いますし、まあそうなんだろうと思います。
佐藤博幸委員長	はい、それでは確かめますね。8月28日と書いてありますので、その頃だということを受け取っていいですか。
■■■■ 証人	その頃だということですか。
佐藤博幸委員長	知ったのはその日ということですね。
■■■■ 証人	はい。
佐藤博幸委員長	はい、それでは確認のためにもう一度詳しくお聞きしますが、令和3年12月25日付けの新聞報道によれば、あなたは同年12月21日に皆川市長から依頼があり、平成29年10月9日付けで寄附とし

	て100万円を収入の部に書き加えました。当時は、寄附の存在を知らずに、令和3年夏頃に支援者に渡した旨を皆川市長から伝えられたと答えられていますが、このことに間違いございませんか。
証人	はい、間違いないと思います。はい。
佐藤博幸委員長	はい、主尋問は以上で私からの主尋問は終わります。続いて委員尋問にまいります。お願いします。
	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	ちょっと整理したいので、再度確認しますが、先ほど必要な資金は、その都度請求した上でもらっていたという答えでしたけれど、それは間違いないですか。請求しないでもらったということはないということですか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	請求しないで、まあ最初などは、かかるものはかかるので、こっちから言わなくて、受け取ったということがあったかもはしれませんけれども、選挙のときに関してですけど。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	それは選挙始まって間もなく、最初の資金ということですね。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	当時のこと記憶ないですけど、今から思えばそうだったんだろうなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	それ以降は、必要ときに請求をした上で、もらっていたということで間違いないですね。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	ちょっと支払いの見通しが、ちょっとつかめる状態でなかったものですから、必要ときにこう。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	市長は、新聞の報道などでもそうですし、10月の10日に出納責任者に100万円を渡したと答えていますが、それは事実ですか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	それはですね。後ほど出てくるのかもしれませんが、2回目の訂正のときに、そのさっきの出てきたの現金出納簿を事後的にですけども作成しまして、専門家の方の指導も得てですが、それからして10日に受け取ったと、そういうふうに訂正させていただいたと、そういう格好になっています。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	確認しますが、じゃあはっきり10月10日に100万円を受け取ったという、はっきりした記憶・記録もないということですか。
佐藤博幸委員長	はい、証人

証人	私はないです。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	すいません。しつこいようですが、100万円というのは決して 小さなお金ではない。ある程度のまとまったお金だと思います。 その100万円を10月10日に市長から受け取ったというその記憶 がはっきりないんですか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	ないです。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その現金を受け取る時というのは、どういう状態でもらっていま すか。何か袋に入っていたとか。
証人	すべて…
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	そうですね。ほぼ袋に入っていた状態でだと思います。
佐藤博幸委員長	はい、もう一度お願いします。聞き取りづらかったのですが。
証人	現金を受け取るのは、ほぼ封筒に入った状態で受け取っていると思 います。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その10月10日の100万円っていうのは、袋に多分入っていた んだろうと思いますけど、その受け取った現金というのは、その都度 確認はしていましたか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	本人がいる前で、面前で常にしているとは、しているとは限らない というか。後から数えるというようなことが多かったというふうに思 います。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その何回か受け取った袋に入った現金の中に、帯封のまま100万 円を受け取ったという記憶はありますか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	何回かというお話ですけども、さっきから、先ほどからあれですけ ど、これまで後援会とか資金管理団体とかいっぱいやっている中で、 その何回かに限らず、お金を受け取る場面ってあるもんですから、そ の中で、そのとき、その選挙のときの何回かがどうだったかという と、ちょっと記憶にないというか、そういう状態ですね。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい、そのいろんな資金を取り扱ってた中で、例えばやっぱりその 帯がされた100万円の束、新券の束だと、それは印象に残っている と思うんですけど、その記憶は。
佐藤博幸委員長	はい、証人

証人	そういう意味からすると帯封だった記憶はないというか。はい、まあ、あったのかどうかも分からないといえますか。あった記憶がないというか。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	帯封で新券の100万円の束っていうのは、記憶にないということによろしいですね。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	はい、はっきりと、はっきりとっていうか、ないですね。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員、あとよろしいですか。
	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	そうすると、どこでとか。何時頃とか、そういった記憶というものはっきりは覚えていないということですね。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、ありません。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員は。
	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	最後に、今お答えいただいたように、その当時、100万円の寄附については、全く知らなかったという答弁ありました。で、1回目の最初の収支報告書にも、その10月10日の100万円っていうのは、全く出てきませんでした。 そういう状況から考えると10月10日に100万円を受け取ったというのは事実ではないと思いますけど、それで間違いはないですか。
佐藤博幸委員長	はい、証人 （「誘導尋問だよ」という者あり） （「委員長、誘導尋問です」という者あり） はい、田中委員
田中宏委員	今のは、不確定なものを誘導によって答えさせようというような感じがしますので、ちょっと言い換えたほうが、よろしいのではないかと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員。もう一度尋問してください。
五十嵐一彦委員	誘導尋問そのものも必要があれば認められるということに基づいて、今の質問させていただいたわけですが。 （何事か言う者あり） もう一度… （「委員長」という者あり）
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	今の認識についてもしっかり議論なさってから、この質問の、尋問の基準というのを明らかにしてからやったほうが良いと思うので、おそらく委員間で認識の違いがあるんじゃないかと思うので、ちゃ

	んと概要の8ページ辺りを、ルールを確認していただいてから質問なさったほうがいいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員。もう一度尋問をお願いします。 （「ご説明お願いします」という者あり）
五十嵐一彦委員	はい、それでは質問の仕方を少し変えて質問させていただきます。今、これまでの答弁を整理して10月10日に受け取ったという、はっきりした記憶はない。帯封のあった新券を受け取った記憶もない。そこは間違いないですね。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	間違いありません。
佐藤博幸委員長	はい、あといいですか。五十嵐委員。 他の委員ございますか。 はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	私から、100万円の、支援者からの市長が受け取った100万円の存在を知った時期について、先ほど8月の28日、令和3年の8月28日の辺りと、頃、知ったということで、多分その日というのは、支援者に皆川市長100万円を返した日なんですね。 その辺りで100万円の存在を知ったということで、先ほど答弁されておりました。それでよろしいですね。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	はい、それでいいです。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	そのとき期について、8月28日の後なのか。その前なのか。どちらでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	その話を聞いたのは、返して来たということだったので、これからすれば後なんですか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	今おっしゃったことについてですね、確認をさせていただきますけれども、令和3年の12月25日の先ほどの新聞報道があったということで、12月の21日に皆川氏からあなたの方に連絡があり、平成29年10月9日付けの寄附100万円を収入欄に書き加えたと、あなたが答えています。取材に対して。その記事があります。 で当時は、その寄付の存在を知らなかったと、そのときに取材に答えておまして、その令和3年の夏頃に支援者に返したということも併せて、皆川氏から伝えられたと、そういう12月25日の新聞報道であなたのコメントがあったということで、報道になってはいますが、先ほどの答弁の件と同じく、8月28日の後に、過ぎてからそのことを知ったということは、令和3年12月21日に新聞報道であ

	あなたが答えたということは、12月21日頃に知ったということによろしいですか。その前にですかね。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	8月28日の後ということによろしいですね。その100万円の存在を知ったのは。
証人	ま、そうですし、
佐藤博幸委員長	はい、証人。 ということで、今の尋問に対する証言は、いいですね。
証人	8月28日の後かどうか、後じゃないかと。
佐藤博幸委員長	はい、先ほどありましたね
証人	後ということで。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員、いいですか。他の委員もいいですね。それでは、続きまして、(3)の尋問にまいります。(3)は、100万円の処理に係る市長からの指示等について伺います。 令和3年12月25日の新聞報道によれば、同年12月21日に皆川市長から依頼があり、平成29年10月9日付けの寄附100万円を収支報告書の収入欄に書き加えたとされていますが、100万円の訂正処理について、皆川市長の依頼指示は令和3年12月21日にあったという理解でよろしいですか。
証人	はい、えっと、日付はちょっと、まそうだろうとは思いますが、火曜日だったと思います。その日は、はい。それが21で間違いなければ、間違いはないかなど。
佐藤博幸委員長	はい、次まいります。100万円の存在を知った日、皆川市長からどんな説明または指示がありましたか。
証人	それは8月の話ですか。
佐藤博幸委員長	はい。存在を知った日。8月28日。
証人	えっとですねえ、そのさんから、当時受け取っていたお金があつて、ちょっと定かではないんですが、それとにかく返してきたので、という話でした。私には。
佐藤博幸委員長	はい、次まいります。それでは、その皆川市長からの説明があつて、その説明の後に収支報告書への記載のことについては、説明または指示がありましたか。
証人	8月の。
佐藤博幸委員長	はい、存在を知った日から。
証人	えっと、訂正しろという話、訂正してくれという話はなかったです。
佐藤博幸委員長	なかったということですね。はい。私からの主尋問は以上でございます。委員からの尋問にまいります。 委員尋問です。佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	先ほどは100万円の存在をいつ知ったかということでありまし

	<p>て、今回質問したのは、その、知った時点で、その100万円の処理について、皆川市長から、例えば指示があったと、なかったかと今聞いていますけども、多分先ほど私が今も委員長言いましたけども、令和3年の12月21日に、あなたが皆川市長から、100万円を収入欄に書き加えられる、書き加えるように、依頼があったと新聞報道ではあるんですね。それで、そういう指示がまずあったのかどうか、書き加えるように、新聞報道と同じ事実があったのか、まずお聞きしたいと思います。</p> <p>新聞報道では、書き加えるように、あなたが依頼されたということで、新聞報道になっているものですから、それが事実ですかという。要するに12月21日に、初めて、その100万円の存在をあなたが知ったということになっておりまして。8月。だから、その、知った後に、その100万円をどう処理してくださいとかというのは、いつあったのかという、特段その100万について、処理について、指示されたのはいつですかということなんです。</p>
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	えっと、12月21、その日付、火曜日とかであれば、そうですね。はい。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい、それでは、次まいります。(4)まいります。100万円の使途について伺います。受け取った100万円の使途は、誰が決めていましたか。はい。
■■■■ 証人	受け取った100万円というのは、その ■■■■ さんからの、そのいわゆる100万円。えっとそれは私で、それが ■■■■ さんの100万だったっていうのは分かんないじゃないですか。なので、分からないということ。
佐藤博幸委員長	はい。分からないということですね。はい、分かりました。よろしいですね。あの、 ■■■■ さんから受け取った100万円なのかどうかというのは、分からないということですよ。
■■■■ 証人	その当時ですよ。はい。
佐藤博幸委員長	はい。分かりました。はい、それでは、よろしいですか。あの、じゃあ私から。もう一つ確認なんです、市長から説明が、受け取ったという日は、8月、今年の8月28日以降ということでした。で、その100万円の存在。 (何事が言う者あり。) 静かにしてください。はい、もう1度言います。 ■■■■ さんから、受け取った100万円の存在を知った日は先ほどお伺いしました。はい。そのあと、100万円が、どのように使われたか、それは分からないということでしょうか。それとも、先ほどの証言から言いますと、特に区別して管理してないということでしたでしょうか。

	その100万円も。はい。じゃあ補佐人、助言お願いします。
草島進一委員	委員長、すいません。
佐藤博幸委員長	少々お待ちください。
証人	はい、助言は、補佐人、終わりましたか。はい、証人 補佐人の先生からの助言を受けてですが、その8月28の以前とその以降とで分けて、質問いただかないとちょっとというふうに、という助言をいただきました。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。それでは私からもう一度確認させていただきます。100万円を証人さんから市長が受け取ったかどうか、それは昨年の8月の28日以降知ったから、もらった・もらっていない、これははっきり記憶がないということでしょうか。それとも、知らないということでしょうか。
草島進一委員	すみません。
佐藤博幸委員長	お待ちください。
草島進一委員	委員長、委員長。
佐藤博幸委員長	お待ちください。お待ちください。
草島進一委員	質問の意図が分かりません。説明してください、それ。今の質問、何の意図があってそういう質問なんですか。
佐藤博幸委員長	確認をしておりますので、お待ちください。
証人	はい、証人
草島進一委員	分かんないよ、それ。
証人	ちょっとすみません、もう一度よろしいですか。
佐藤博幸委員長	はい、皆川市長が証人氏から100万円を受け取ったか、受け取っていないかは、知った日は、昨年の8月の28日以降とお聞きしましたが、受け取ったか、受け取っていないか、皆川市長がですね、証人氏から、それはいかがですか。それは事実というふうなことでよろしいですね、はい。
証人	はい、答えになるかどうか、あれですけども、あれ、それ私知ったのは8月28以降というのは、そのもうすぐその近辺ですけど。 あとなんですか。
佐藤博幸委員長	あと、知った日が8月、昨年の8月28日以降でしたね。はい、受け取った、市長が、その10月、29年の10月に受け取った、受け取っていないは、それまで記憶なかったということですよ。記憶ないというか、聞いてないということでしたですよ。
証人	えっと、当時、29年10月に受け取ったことを、去年の8月28あたりまで知らなかったかということ。
佐藤博幸委員長	はい。
証人	それはそうです。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、ほかに委員の質問いいですか。

	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	<p>昨年の12月12日の新聞報道にですね、現金は使っていなかった ので返金したということで、市長がおっしゃっているという記事が 出ました。それ、ご覧になりましたでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	12月12日ですか。
秋葉雄委員	はい。
証人	すみません。新聞は、結構いろいろ出ていると思うので、どの記事 がどれだか。
秋葉雄委員	<p>12月21日、若しくは22日、どちらの新聞でも、出ている新聞 が違うので、どちらでもいいんですけども、使っていなかったので返 金したんだという説明が書いてあったんですけども、これはご覧にな りましたか。</p>
佐藤博幸委員長	証人
証人	<p>新聞を見たかどうかは、見ていると思いますが、そうやって言っ たというのは、まああの認識はしていません、そういう発言をしたと いうのは。</p>
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	<p>その新聞記事読んだか読まないか、現実にはその皆川さんがそうや っておっしゃっているの、それは使っていないと、使わなかったって いうことをおっしゃって、だから返したんだということを言っている 訳ですね、この新聞報道の段階では。そうですね。それを、そう やって議員説明会でも、そうやって説明されています。この皆川市長 がね。そこは問題ないんですよ、そこは問題ないんですけども、そ の100万円を使っていないということをおっしゃったことについ て、会計責任者、出納責任者としてはどう思われますか。</p>
	(「すみません、委員長」と呼ぶ声あり)
佐藤博幸委員長	<p>はい、今ちょっと尋問中ですね、ちょっとお待ちください。 (「今の質問について…」という者あり)</p>
佐藤博幸委員長	はい、各委員に申し上げます。尋問は短く端的に分かりやすくお願 いします。
田中宏委員	<p>今のところなんです、その尋問範囲における基準の⑦に、証人が 直接経験をしなかった事実についての陳述を求める質問については、 正当な理由がない限り質問してはならないというのですけれども、今 完全に知らなかった話についての意見を求めているような気がしまし たが、それはそうですか。それとも、もっと何か特殊な正当な理由が ある質問だったのでしょうか。知らないことについての意見を完全に 求めていたように聞こえましたけども。</p>
佐藤博幸委員長	はい、少々待ちください。はい、秋葉委員

秋葉雄委員	新聞記事を読まれて、で、そのことについてその事実があるかどうかというのを聞いたかったです。
佐藤博幸委員長	はい、もう一度申し上げますが、証人が体験したこと、それから事実に基づいてですね、証言しますので、そのような尋問をお願いします。 はい、秋葉委員。いいですか、今、されましたか。言いましたか。 はい、じゃあもう一度お願いします、すみません。
秋葉雄委員	新聞記事に現金は使っていなかったの返金したと答えておりますけれども、これが事実かどうかというのを聞きたいです。その新聞報道は。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	えっと、お金を、すみません、ちょっと答えになっているかあれですけど、使うのは私じゃないとか、なんて言うか、余ったかどうかは私のあれでないって言うか。では、だめですか。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	証人は会計責任者ですから、だからこの100万円を使ったか、使わなかったかという事は分かると思うんですけど、それは分かりませんか。いや、いいですよ、答えとして、例えばその区別していないんだから分からないって答えて、それは構わないんですけども。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	受け取ったお金の中で、このお金は ■■■■ さんから受け取ったお金だからねというふうに言われてないっていうのは、ずっと先ほど来の説明だと思いますが、ということからすれば、それを使ったかどうかというのは、私としては分か、分からないですよ。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですね。はい、じゃあ次まいります。 それでは、尋問番号の2番にまいります。2番は支援者から渡された100万円の選挙運動費用収支報告書の不記載についてでございます。収支報告書への不記載の理由、事実関係について伺います。 平成29年10月9日に、支援者から渡された100万円について、不記載の事実について伺います。まず、いつ知りましたか。これも一度お聞きします。100万円の受け取った9日の日に、皆川市長が ■■■■ 氏から、支援者から受け取った100万円の不記載の事実について、いつ分かりましたか、判明しましたか、自分で気がつきましたか。
■■■■ 証人	去年の、そのさっきから出た8月の28頃というなっているかと。
佐藤博幸委員長	それは、どこでお知りになりましたか。
■■■■ 証人	当時の、まあ後援会事務所ですね。
佐藤博幸委員長	それは、そのことは、不記載であるということはどうなことからお聞きなりましたか。
■■■■ 証人	はい、皆川本人だと思います。

佐藤博幸委員長	それでは、皆川市長から口頭でその場で直接お聞きになりましたか。電話か何かでお聞きになりましたか。
証人	8月の。口頭で。そのことについては。
佐藤博幸委員長	不記載であるということを知りながら皆川市長本人からお聞きになった。そして、直接口頭でお聞きになったということですね。はい、分かりました。それでは続いて、皆川市長から不記載の事実について、どのようなお話や説明がありましたか。
証人	特に覚えてないですが。どのようなかというと。言われたのは〇〇さんから受け取っていた分があって、不記載というか。まあ返してきたという。
佐藤博幸委員長	はい、続いてまいります。あなたは皆川市長から不記載のことを聞いたとき、皆川市長にどのようなお話をされましたか。
証人	はい、特にどんな話ということなかったかなど。
佐藤博幸委員長	続いてまいります。あなたは不記載の事実を知った時、そのことについてどのように受け止めましたか。
証人	はい、ちょっと感覚的には、こうなんて言うか、あまりこう入ってこなかったっていうか、どういうことかというふうな、ちょっとぼんやりとした感覚だったような気がします。
佐藤博幸委員長	続いてまいります。続いて理由についてお伺いしたいんですが、選挙運動費用収支報告書に不記載となった理由はなんでしたか。
証人	いろいろあるのか、どうなのか分かりませんが、私が書かなかったのは、言われてないからということで。
佐藤博幸委員長	はい、次まいります。支援者から収支報告書に不記載であるとの指摘があり、適正処理を促された事実について伺います。皆川市長が支援者から手紙と電話で適正処理を促されていることについて知っていましたか。
証人	それいつの時点のお話ですか。
佐藤博幸委員長	これは不記載の事実が分かった時です
石井清則委員	委員長。委員長。委員長。委員長、進め方で少し。
佐藤博幸委員長	はい、少々お待ちください。今聞いているところです。
石井清則委員	なんか、さっきと進め方変わっているんですけど。さっきは1の1、1の2ってのが、突然…。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、今ご指摘のとおりでしたので、元に戻して、(1)だけに限っての質問とします。主尋問のほう、今ほどのは後ほどにしたいと思います。はい、それでは(1)の収支報告書への不記載の理由、事実関係について、伺います。 主尋問は終わりましたので委員尋問に移ります。はい、石塚委員
石塚慶委員	収支報告書への不記載につきまして、何点か私のほうから質問させていただきます。まずは令和3年8月28日前後に不記載を知ったと

	<p>ということだったんですが、100万円を寄附されて収支報告書に不記載だったということは、違法であるという認識、この時点で持ちませんでしたでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、 証人</p>
 証人	<p>はい、8月28の時点ですか。ちょっと記憶にないです。どう思ったか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>はい、じゃあ続いて。この出納責任者の職務について、ちょっと長いんですがその規定をお話しますと、会計帳簿を備え、1つは選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入、2つ目選挙運動に関する寄附をした者の氏名、住所、職業並びに寄附金額及び年月日、3つ目選挙運動に関する全ての支出、4番目選挙運動に関する支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日、この4つを記載しなければならない。これに反して会計帳簿を備えず、または会計帳簿への記載を怠り、若しくは虚偽記載した場合は、罰則の適用がある。さきほど、違法である認識は記憶にないということでしたが、この認識はありましたでしょうか。はい、今4つ言った出納責任者の職務についての認識です。</p>
 証人	<p>はい、あったと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p> 証人。はい、今証言がありました。はい、石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>はい、その認識は持っているながら不記載を違法であるという認識は、8月28日にそれを伺った時は持たなかったということでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、 証人</p>
 証人	<p>持たなかったというか、ちょっと、どう自分が判断したか、判断というか思ったかって覚えていませんが、まあ、はい。受け取っているものを返してきたからという話だったんで。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>それでは、もう1点。この公職選挙法、出納責任者の職務に関連して、公選法で出納責任者以外の者が選挙運動に関する寄附を受けたときに、寄附を受けた日から7日以内に寄附をした者の氏名、住所並びに職業並びに寄附の金額、年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならないというふうに定められております。</p> <p>現状は、そのお金をもらった記憶はちょっと曖昧だけど、会計の帳簿から鑑み、この日にももらったであろうという日を記載しているという認識でおるんですけども、こういった寄附をもらった明細書がないといけないということなんですけれども、この明細書は市長のほうから提出はされてますでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、 証人</p>
 証人	<p>その後からですか。後から。</p>

石塚慶委員	もらったら本当は7日以内に出さないダメなんですけど、そういったものがあつたでしょうかということ。
証人	聞いてないので。はい。
佐藤博幸委員長	はい、石塚委員
石塚慶委員	じゃあ、その報告がなかったということは、この公職選挙法違反状態だということになるんですけども。先ほど出納責任者の職務についてはある程度認識があつたというふうにお答ただいているんですけど、この時点であれば受け取つたのを知つたの8月28なんですけれども、市長自体公職選挙法状態だつたということになりますけど、その認識はありましたでしょうか。(何事か言う者あり。)
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	今となつてはその当時。当時はそう、違法状態なのかも知れませんし。ちょっと分かんないですけども。
佐藤博幸委員長	はい、石塚委員
石塚慶委員	もう一点。8月28日ぐらいに不記載を知つて、報告書の訂正は、これすぐ知つた後、しなかつたのはなぜでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい。証人
証人	はい。受け取つたものを返して来て、来たので、その訂正する必要がないというか、訂正は、はいというふうなだつたんで。
佐藤博幸委員長	はい。石塚委員
石塚慶委員	もう1点。ちょっと話が変わりまして、平成29年10月30日に提出された、今となつては、一番最初の訂正前の平成29年の選挙運動費用収支報告書には、もちろん知らなかつたので、100万円の記載はないわけなんですけれども、その100万円の記載はないんですけど、自己資金として10月1日、10月7日、10月14日、3回にわたつて、収入としての記載がありますけれども、これは先ほども、ちょっと重なるかもしれませんが、市長から出納責任者として、現金で3回受け取つたということによろしいでしょうか。
証人	はい。すみません。どういうことですか。
佐藤博幸委員長	はい、石塚委員
石塚慶委員	一番最初の平成29年10月30日に提出された、今となつては訂正を1回もしていない状態の収支報告書に、収入として、自己資金が10月1日、10月7日、10月14、3回あります。これは3回にわたり収入があるということは、現金で管理されていたということだつたんですけど、現金を市長から3回、受け取つたその事実に基づいて記載をしたもので、間違いはないかの確認です。
証人	はい。それについては、今となつてはちょっと裏付けがないですし、記憶もないので、定かでないですけど、後からその先生から指導を受けて、先ほど来、お話しある出納簿つていうのを復元しまして、訂正し

	ているとそういうことでございます。
佐藤博幸委員長	はい、石塚委員
石塚慶委員	うん、ちょっと出納簿の復元というのは、なかなかちょっと、あまり腑に落ちない部分があるんですが、ちょっと、いろいろ収入については、記録もなく、記憶が曖昧ということなんですけれども、他に不記載と思われる収入というのはいないんでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい。■証人
■証人	はい。ないと思います。
石塚慶委員	はい。いろいろ記憶は曖昧だけど、不記載と思われる収入はないと断言できる理由は。
■証人	理由。そのある記憶がない、他に書いてない不記載の収入がある記憶がないからです。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。はい。通告している他の委員、他にございますか。よろしいですか。はい。なければ進めます。 はい。(2) 支援者から収支報告書に不記載であるので適正処理を促された事実について伺います。皆川市長が支援者から手紙や電話で適正処理を促されていることについて知っていましたか。
■証人	これ、さっきと同じですか。
佐藤博幸委員長	さっき、少し(1)と続けてしまいましたので、もう一度、この(2)からスタートします。はい、すみませんをお願いします。
■証人	はい。知ってたか。■さんから促されてことを知ってたかということですか。当時。
佐藤博幸委員長	そうです。手紙や電話で適正処理を促されていたことは知っていましたか。
■証人	いや、当時は知りませんでした。
佐藤博幸委員長	はい。尋問事項の2について、委員のほうから他に尋問ございますか。ありませんか。はい、ないようです。進めます。 尋問事項の3番にまいります。3番は令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて伺います。令和3年8月28日の朝に、皆川市長が元県議と共に支援者宅に訪問し、100万円を渡した事実と理由について伺います。令和3年8月28日の朝に皆川市長が元県議と共に、支援者宅を訪問し、100万円を渡した事実は知っていましたか。
■証人	はい。■証人
■証人	いつ、知ったと…。
佐藤博幸委員長	そのこと自体は知っていましたか。
■証人	今は知っていますけど…。
佐藤博幸委員長	はい。今は知っているということですね。はい、じゃあ、続けます。令和3年8月28日の朝に100万円を渡した事実はどなたからお聞

	きになりましたか。
証人	これ、さっきと同じようなあれですか。
佐藤博幸委員長	はい。
証人	本人から、皆川本人からですね。
佐藤博幸委員長	はい。それでは、皆川市長からそのことについて説明はございましたか。100万円を渡してきたということについての説明はありましたか。
証人	渡してきたという説明はありました。
佐藤博幸委員長	渡してきたということだけでしたか。それとも、それ以外の説明もありましたか。
証人	いや何かかにかはあったと思いますが。まあ、はい。
佐藤博幸委員長	はい。続けます。皆川市長から支援者に渡すための100万円の準備について、指示または説明はありましたか。
証人	この返すにあたって、事前に、その前に聞いてないので。
佐藤博幸委員長	はい。
証人	ないですね。
佐藤博幸委員長	なかったということですね。はい、分かりました。はい、それでは、以上で主尋問は終わりますので、続いて委員尋問にまいります。 はい、委員尋問をお願いします。黒井委員
黒井浩之委員	それでは、私の方から、委員尋問をさせていただきます。前回の委員会のときに、令和3年8月28日の1週間位前に、皆川市長の事務所に、コミュニティ新聞社から皆川市長選挙運動収支報告書に100万円の不記載との情報が寄せられたと元県議が証言されておりますけれども、この情報につきましては、ご存知でしたか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	その聞いたときに知ったかなと思います。聞いた後にどうか。
佐藤博幸委員長	はい。黒井委員
黒井浩之委員	聞いたというのは、皆川市長からお金を返したという時ですか、それとも、その前段階ですか。
佐藤博幸委員長	はい。黒井委員
証人	前は聞いていない。
黒井浩之委員	そのときに、会議の結論としては、記載すべきというふうな話になったというふうなお話がありましたけれども、そういったことも聞きましたか。
証人	その会議の話は、聞かなかつたので、言われなかつたので、それ自体。はい。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	じゃ、会議をしたのは聞いたが、中身は聞いていないということで

	すか。
証人	そのときは、会議をしたのを聞いてないですね。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	そのときっていうのは、その皆川市長からお金を返したよというときに、その会議のことは聞いていないということですか。
証人	はい、そうです。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	はいすみません。あの、役員で、その会議をして、そういった結論が出ていたということは知りましたか。今初めて聞きましたか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	今初めてではなくて、その前回のさんとかも聞いていたので、今は知っていました。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	はい、その情報が寄せられた時といいますか、あの、それをこう聞いたとき、その修正して記載すべきとの結論に達したというふうな話を、前回あったんですが、その内容を聞いて会計責任者としてはどう感じました。そのつい最近でも結構ですけども。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	いや、なんか、ちょっとわけ分からないっていうか、返しながらも訂正するっていう結論はちょっとどうなのかなっていうような、ちょっとなんか理解がいかなかったというか。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	じゃあちょっと会議に誰が出席でどうこうということは、当然ご存知ないということで、後から聞いてちょっとなんか整理がついていないというふうな状況かなというふうに、ちょっと今伺ったんですけども、今回その不記載にお金を返したのはあれですけど、不記載になった原因というのはどこにあったと思いますか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	このさっきと同じようなあれかと思いますが、いろいろかと思いますが、聞かされなかったこととか、まあと、そういうことでいえば、領収書の、支払いに関しては領収書添付というのがありますが、収入に関しては何もないので、なんかもっとなんかあれば、ひよっとしたらこういうのが防げたりもするのかなあなんて思ったりもするんですが。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	その、夏ごろに、その聞いた3年の夏、8月28以降にそういったお金が入っていて、返してきたというふうに聞いたときに、そのときに出納責任者として、収支報告書を、その段階で訂正しようとは思いませんでしたか。

佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	はい、えっと、自分では思わなかったです。はい。そういう話ではなかったの。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	ちょっと繰り返しになりますが、その100万円はどうして入ってきたのか分からず、使って。で、市長が返してきたからという報告だけあって、そのお金の性質が、どういったものか責任者としては、疑問に思いませんでしたか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	すいません、お金の性質っていうと、どういう。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	要するに、その選挙資金だとか、その寄附だとか、その会計を通さない、出納責任者が預からないところでお金が動いて、全く出納責任者に声かけないなら、まだ分からないのかもしれませんが、出納責任者に声かけ一言されて、そのときに、あれ、このお金はどういうお金で、なぜ返しに行ったのかなっていう疑問は持ちませんでしたか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	そのときどう思ったか、ちょっと覚えてないですね。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員よろしいですか。
	はい、黒井委員
黒井浩之委員	その収支報告書を訂正された段階で、その8月に聞いて12月に訂正されていますけれども、8月にやっぱり訂正しておくべきだったと、そのときは考えましたか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	そのときに考えたかどうかちょっと覚えていませんが、そのときのことでは、いっばいいいっばいだったかなという感じは、今になれば思いますけど。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	はい、ちょっと一つ伺いますけれども、市長からその100万円返してきたからという説明を受けて、そのときあんまり思わなかったと。で、訂正も思いつかず、12月段階でも訂正を2度ほどされていますけれども、これまでのそういった、市長がこうお金を返したいということについて、会議の結論はともかくとして、出納責任者としてはやっぱりどのように当初から対応しておくべきだったと、今思いますか。
 証人	8月時点のお話ですか。今振り返ってみて。8月時点で、も、含めて。含めてということであれば、最初に、記載をしてれば、良かったなと思います。
佐藤博幸委員長	あの委員に申し上げます。体験した事実に基づいての尋問をお願いしたいと思います。はい。黒井委員、ございますか。いいですか。は

	<p>い。通告してあります、他の委員はございますか。3番について、よろしいですか。はい。ないようです。</p> <p>それでは、続いて尋問番号4番にまいります。4番は、令和3年12月23日の収支報告書の1回目の訂正について伺います。皆川市長からの訂正の説明指示等について伺います。1回目の訂正をすることになった説明指示についての尋問でございます。1番、令和3年12月23日に収支報告書の1回目の訂正を行っていますが、ご自身の判断に基づいて行いましたか。</p>
証人	<p>判断というか、依頼というか、お話があって、それに沿うような形で。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ああそうですか。ご自身の判断でなくて、それは皆川市長からの指示があったということでございますか。</p>
証人	<p>おおむね相談というか、指示というか、そうです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川市長からですね。</p>
証人	<p>そうですね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。はい、それでは、皆川市長から指示は具体的にはどのような内容でしたか。</p>
証人	<p>■さんからの、受け取っていた100万円を、寄附として、記載するという内容です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。主尋問は以上でございます。</p> <p>はい。委員尋問にまいります。はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>それでは、委員尋問ですけれども、その前に、この後訂正に関しましては、委員会に提出された収支報告書等の内容に関する尋問を行う予定でありますので、証人に対しまして、証人尋問終了まで当該報告書の写しの閲覧を認めていただきますよう、要請いたします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいま尾形委員から、尋問に先立って、的確な尋問、それから証言をお願いしたいために、手元にですね、資料がございませんので、先に提出いただいた資料の一部をですね、お渡ししますので、それを、それから、ご覧なりながら証言していただくこと、それから、尋問も尾形委員から尋問していただくということについて、お諮りします。</p> <p>その資料について、配付してよろしいですか。異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>はい、異議なしと認めます。</p> <p>それでは、事務局、配付をお願いします。</p>
田中宏委員	<p>併せて、委員長</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、田中委員</p>
田中宏委員	<p>えーとですね、通例あの、我々も2時間でだいたい休憩を取ったりしているんですけども、これからの質問多分10分ではなかなか終わ</p>

	らないのかなと思いますが、そのあたり今後の進行についてぜひお諮りください。
佐藤博幸委員長	考えております、はい。 それでは尋問を続けます。はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、1回目の訂正についての指示ということで先ほど皆川市長からの指示ということでありましたが、ちょっと前の質問と重なる部分あるかもしれません。いつ指示を受けたのか確認させてください。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	12月21日、火曜日であるならば、その日ですね。 火曜日だと思いますが。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、その指示についてですけれども、それは対面での指示だったのかそれとも電話等での連絡だったのか、確認いたします。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	はい、指示そのものは対面です。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、対面ということであれば、どちら、どこで指示を受けたのか、ご記憶がありますでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	あります。本人の、皆川の自宅です。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、具体的な訂正について伺います。えーと、訂正について、誰と何度ぐらい打ち合わせを行ったか、ご記憶ありますか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	1回目の、1回目の訂正についてですね。 はい、1回目ですよ。えーと、相談したのは皆川本人と。その日ですね。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい、他に通告している委員からの尋問ございませんか。よろしいですか。はい、それでは4番の尋問、委員尋問を終わります。 それでは、およそ2時間になろうとしておりますので、ここで休憩を取ります。再開を3時5分といたします。はい、休憩します。
休憩	
佐藤博幸委員長	はい、再開いたします。 まず冒頭に、予定された時刻がおおむね1時間から2時間ということでお願いをしておりましたので、尋問事項、番号が1つ、5番が残っております。証人尋問に限って、30分延長したいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。延長してよろしいでしょうか。 ■■■■ 証人のご都合は、いかがですか。

	<p>■■■■先生の、補佐人としてのご都合いかがですか。大丈夫ですか。はい、委員の皆さんはいかがですか。よろしいですか。</p> <p>はい、ではそのとおり30分程度証人尋問を延長したいと思います。</p> <p>はい、それでは再開します。尋問番号4番の(2)の主尋問を行います。訂正に至った経緯と理由についてお伺いします。(2)、はい、1回目の訂正することとなった経緯と理由について、皆川市長から説明を受けましたか。</p>
■■■■証人	はい、経緯と理由。えーとですね。
佐藤博幸委員長	まず説明がありましたか。指示とか。1回目のとき。
■■■■証人	指示ありました。
佐藤博幸委員長	指示がありました。はい、それでは、それはどのような経緯と理由の説明でしたか。
■■■■証人	その、■■■■さんからもらっていた分について、訂正の、報告書の訂正が必要になったので、訂正の作業をしてくれというか、その、できるかどうかも含めて検討してくれというか。一緒に考えられたいな。そういう感じでした。
佐藤博幸委員長	はい、続いて、選挙管理委員会への訂正の手続きは、どなたが行いましたか。
■■■■証人	はい、私が。書いたり、私が行いました。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、続いて尋問番号4番の(2)について、委員尋問を行います。
	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	<p>まず1点目です。先ほど■■■■さんからもらったお金に関して、訂正が必要となったので、訂正できるかどうかも含めて検討してほしいということがありました。</p> <p>その理由、訂正が必要となった理由を聞いて出納責任者としては、納得していたのかどうかということをお聞きしたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、■■■■証人
■■■■証人	はい、中身について理解はしていたと思います。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	続きまして、結果的に不記載ということになっていたわけですが、不記載が違法であるという認識はあったのかどうか、お伺いします。
佐藤博幸委員長	はい、■■■■証人
■■■■証人	不記載ということは、記載しなければならないっていうことは、認識ありました。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	必要であるという認識はあったけど、違法であるとは思っていなかったということでしょうか。

佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	記載しないことは違法だということは認識があったとは思いますが、そのとき、どう、こう自分の中に解釈したかは、ちょっと今となつては分かりませんが、訂正に向かったということです。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、それでは議員全員協議会の関係で少しご質問します。 令和3年12月27日の議員全員協議会で、皆川市長は1回目の訂正に当たり、支援者から受け取った100万円は自己資金の立て替えとして、出納責任者に渡したとの説明がありました。 1回目の訂正の際、そのような説明を市長から受けましたか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	そのような説明を受けました。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	説明を受けたということですがけれども、先ほど来、その100万円を受け取ったタイミングを含めて、記憶が非常に曖昧な感じがしますけれども、それは説明を受けたときに、確かに受け取ったという記憶があったんでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	それは私が、受け取ったの私ですか。ということですか。
佐藤博幸委員長	はい、今もう1回確かめております。尾形委員
尾形昌彦委員	自己資金の立て替えとして出納責任者に市長が渡したということを答弁されていますが、出納責任者としても、そのことはその説明によって思い出したということなのか、どうかです。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	いや、それは分かりません。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい、ほかの委員、尋問項目4番の(2)よろしいですか。はい、ないようです。進めます。 尋問項目5番にまいります。令和4年1月17日の収支報告書の2回目の訂正について伺います。 皆川市長からの訂正の説明・指示等について伺います。2回目の訂正をすることになった説明・指示についての内容をお聞きします。 1番、令和4年1月17日に収支報告書の2回目の訂正を行っていますが、ご自身の判断に基づいたものですか。
 証人	判断は、別としてというか。判断というと自分から動き出したかっということですか。自分から動き出したことではないです。
佐藤博幸委員長	はい、それではどなたかから指示がありましたか。2回目の訂正について。はい
 証人	皆川本人です。
佐藤博幸委員長	はい、それでは皆川市長から訂正の説明又は訂正の内容についての

	指示は、どのような内容でありましたか。
証人	1回目の訂正の後、専門家の方への相談をしまして、始まりまして、それに基づいて、その指導、専門家の方の指示によって、指示というか相談の結果、訂正の方向になったとき、指示されました。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。いいですか。それでは続けます。主尋問です。失礼しました。(1)の皆川市長からの訂正の説明・指示等についての委員尋問に入ります。 はい、尾形委員
尾形昌彦委員	1回目の訂正と同様に少し整理をしてお聞きしたいと思います。先ほど皆川市長からの指示ということでありました。それは、いつ指示を受けられましたか。
証人	それについては定かな記憶がありませんが、年末から年始にかけてのどっかのタイミングです。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、その指示は対面で直接受けたのか、それとも電話等での連絡を受けたのか教えてください。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	えーと、まず電話が来るので、そこでどの程度、話しされたかはちょっとあれですけど、電話を受けて対面してっていう格好。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	直接受けたとすれば、どちらで指示を受けられましたか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	皆川の自宅だと思います。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	具体的な訂正について、こちらも誰と何度ぐらいの打合せをされたかを教えてください。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	まず、具体的には専門家の方の指示、指示というか、指導に基づいて、その指導に基づいて私と皆川とで相談して行いました。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	すみません、何度ぐらい打合せをしたかというところを教えてください。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	詳しくは、これ1回ってことはないので、ないと思うので、本人とは2回、ないし3回とかかと思えますし、私の行かなかった場合でも、皆川本人が専門家の方と相談したり、その結果を受けて伝達されて作業するというパターンもありました。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	専門家の方ってのは、どなたでしょうか。

佐藤博幸委員長	はい、 [REDACTED] 証人
[REDACTED] 証人	後ろの [REDACTED] 、補佐人の [REDACTED] 先生です。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。ほかの委員、通告している委員ございますか。ございませんか。はい、ないようですので、進めます。 (2)にまいります。2回目の訂正に至った経緯と理由について伺います。(2)いいですよ。はい、(2)、尋問番号5番の(2)。今(1)。すみません、(1)ですね。えーとね、(1)終わった。はい、じゃあ(2)ですね、いいんですよ、いいですね、(2)ですね、はい。それでは(2)です。皆川市長からの訂正の説明・指示について伺います。皆川市長からの訂正の説明・指示はございましたか。 はい、聞いた。経緯と理由についてっていうのはお聞きしましたよね。したよね。はい、失礼しました。はい、お尋ねします、皆川市長からの訂正の説明・指示はございましたか。
[REDACTED] 証人	ありました。
佐藤博幸委員長	それでは、先ほどの委員尋問からも証言いただきましたので、主尋問は以上でございます。委員尋問に入っていいですか。じゃあ委員尋問に入ります。 はい、尾形委員
尾形昌彦委員	選管への訂正の手続きについて、行ったのはどなたですか。
[REDACTED] 証人	2回目ですか。作成は私がしましたが、ちょっと時間の日程の都合で別の方に、提出は別の方にしてもらいました。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	理由についてちょっとお伺いします。先ほど1回目の訂正があった後、専門家に相談したことに基づいて、訂正が再度必要となったということでありました。その訂正理由を聞いて、出納責任者としては理解、納得できたかどうか教えてください。
佐藤博幸委員長	はい、 [REDACTED] 証人
[REDACTED] 証人	これについては、専門家の方からの直接対面であっても、対面でも、きつく指導をされましたので、自分としては納得して訂正の作業をしました。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	ここから具体的な訂正についてお聞きしてまいります。お手元に収支報告書あるかと思えます。10月1日の自己資金100万円の収入月日を10月3日に訂正したのはなぜですか。
佐藤博幸委員長	はい、 [REDACTED] 証人
[REDACTED] 証人	A4でというか、3枚書いていただいたうちの平成29年市長選挙で、現金出納簿っていうこの(令和4年1月に訂正に際して作成)っていう、これが先ほど来申し上げてる事後、複製、復元した現金出納簿になりまして、これに基づいて訂正をしております。

佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	それでは、同様のお答えになるかもしれませんが、10月7日の自己資金50万円、それから10月14日の自己資金648,379円、12月15日の自己資金65,946円を削除した理由は何ですか。お答えください。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	まさに同じとおりで、これの現金出納簿に基づいて訂正しております。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、同じ回答になるかもしれません。 10月19日に自己資金30万円を収入に追加した理由は何でしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	これも同じく、その出納簿に基づいて訂正しております。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	今、3つの質問をさせていただきました。現金出納簿に基づいて訂正ということになるわけですが、現金出納簿も当然何かがあってその現金出納簿を作るわけであり、これらの訂正が現金出納簿に基づくというよりは、何らかの通帳ですとか、元々の出納簿によるものでないとおかしいわけですが、これは根拠としてその現金出納簿に基づいて訂正した、じゃあ現金出納簿は何を根拠に再作成されたものと考えてよろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	10月10日の100万円は、これは ■■■■ さんからの話、のです。それ以外の収入については、本人並びに本人の家族の通帳が基になっています。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	預金通帳ということでございました。それは今、本人並びに家族の通帳ということで、ご証言ありました。その通帳は現存して出納責任者も確認しているということでよろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	それ、すみません、私の通帳ではないこともありましたが、立ち合いはその作業のときに同席はしていましたが、チラチラは見ましたけれども、本人と奥様が確認するのを隣で聞いていたというか、そういう状況でございます。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員。
尾形昌彦委員	はい、2回の訂正によりまして、最初に提出された収入報告書の収入の記載が全面的に変わっております。なぜそのような訂正になったのか教えてください。

佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	これは 先生からもきつく指導されたところですが、全てはそ のご指摘いただいていた現金出納簿を作ってなかったからと、そうい うふうに指導いただいております。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、現金出納簿を作っていなかったということだったんですけれ ども、そうすると、平成29年度の選挙の際は、一切その出納簿とい うものは作ってなかったということによろしいですか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	一切作ってなかったかというところなんですけど、この、この、この様 式を手にして、こういろいろ複雑、複雑だっているか、分かり、理解 できなかったの、とにかく出すことを、だけに、だけにというか、 支払って出すと、そういうふうなことにいって、収入の方にちょっと 頭がいかないでしまったなど、そこは反省しております。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、少し現金の具体的な管理についてお伺いします。先ほど、袋 に入れてというようなお話がありました。おそらく50万なり、10 0万なりという金額を入れるには、かなり大きな袋が必要かと思いま すし、その辺、どのような袋、具体的にお聞きすると、どのような袋 で管理されていたんでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	茶封筒的な封筒だったと記憶しています。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、それはそうすると、その残高管理はどのようにされていたの でしょうか。もらったとき、使ったときで、当然残高が変わる訳です けれども、その辺の管理はどのようにされていたんでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	毎日とか、そういう定期的だったかどうかあれですけども、動きが あった時点でいくらあるなど、そういうふうなことで数えて、袋か付 箋かに書いて、管理といえば管理、管理してないといえば管理してな いというふうな状態だと思います。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、先ほど最初の方の質問で、2・3回に分けてお金を頂いたと いうような証言だったかと思っておりますけれども、残高が、例えば足りな くなったらもらうというような、そのような管理だったのでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 証人
 証人	残高足りなくなった、若しくは足りなくなる支払いがこう発生する というようなところで、です。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員

尾形昌彦委員	はい、2回目の訂正を行った、現時点ですね。収支報告書が正しいという認識でよろしいですか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	今となっては、これが正しいという先生からの指導ですので、そういう認識で結構です。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、平成29年10月30日に最初の収支報告書を提出されたと思います。出納責任者としても、そのとき点で正しいというふうに判断して提出したと思いますが、そのとき点ではそれが正しいかどうか分からなかったという認識でよろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	そのときどう思ったか、ちょっと覚えていませんが、今思えば、まあ、でもそのときはそのときで正しいものとして提出しているというふうに、今思えば思います。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、収入の部分に関しては、かなり具体的に初回も、最初のものも書かれておりますが、その辺の確認は取っていなかったということでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	これについては、この報告書自体をちょっと理解するのが遅れたというか、というふうな記憶がありまして、例えば、その、このスタートの日がいつなのかとか、というのがちょっと分からないままこう進めたというのもありまして、という状況です。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、報告書は確かにちょっと分かりにくいという部分はあったとしても、現金出納簿が記載、きちんとされていればですね、1回目の収支報告書も、ある程度は収入も含めて正しく記載できると思いますが、その辺、そうならなかった理由を再度確認したいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	収入に関してのちょっと認識が、ちょっと不足、支払いばかりにこういつていて、収入のその重要性をちょっと認識が、今思えば足りなかったなあというふうには思います。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、2回訂正を行っていて、先ほどの認識だと2回目の訂正を行ったのは正しいという認識であった訳ですけれども、そうすると、その1回目の訂正を行ったときは、それが正しいという判断を、そのときもしたはずですがけれども、それは専門家に相談しなかったから分からなかったということなんでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、 ■■■■ 証人

証人	はい、専門家に相談する前でしたので、その他の入金のことについては、意識がいかなかったという話にいなかったというか、そういう状況です。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、今回の件を踏まえまして、出納責任者として役割を果たしたという認識でしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	こういうふうになってしまった以上、ちょっと足りなかったかなというのがありますが、そのときはこういう報告書、先ほど来、後援会と資金管理団体の責任者になっていますが、ちょっと遅れてもいいというのが分からなかったもんですから、とにかく期日まで出すということに、でいっぱいだったなというような感じはします。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、訂正に関係して最後に1点お聞きします。先ほど10月10日に100万円を受け取ったかどうか、はっきりしないというようなことお答えあったかと思えますけれども、その辺を含めて100万円をまず受け取った記憶はないということによろしかったですか。そこをちょっと確認したいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	はい、10月10日その日に受け取った、具体的に100万円を皆川から受け取ったという気は私にはないです。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。それでは、通告しているほかの委員、ございますか。はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい、ちょっと戻ってしまうようなんですけど、1番最初の、1回目の収集報告書を提出する前に、市長には確認を取った上で提出したのでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、証人
証人	間違いなくではないですけども、確認は私としては、形上はしていると思っています。あ、ま、ひょっとしたらしていないかもしれませんけども。
五十嵐一彦委員	市長には確認をとった上で。
証人	しているはずだと私としては思っています。
五十嵐一彦委員	確認をとった上で提出しているっていうことで。
証人	(マイクオフで何か言っている) (何も見せずに出してはいない、…あるかもはしれませんけれども)
佐藤博幸委員長	はい、ほかの委員ございますか。いいですか。 はい、なければ以上で予定されておりました5つの項目ありますが、尋問の漏れ、ございませんか。よろしいですか。 はい、それでは、以上で証人に対する尋問は終了します。ここ

	<p>で先ほど証人に対し閲覧を認めておりました資料の写しを事務局に回収させます。</p> <p>はい、それでは■■■■証人、それから■■■■補佐人、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。どうぞ。暫時休憩します。</p>
<p>暫時休憩</p>	
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、よろしいですか。はい、休憩前に引き続いて、会議を開きます。本日の証人尋問につきましては、お疲れ様でした。</p> <p>次に、協議に入ります。証人喚問についてを議題とします。支援者及び市長の証人尋問の日時、場所等について、協議を行います。</p> <p>前回の委員会では、調査事項の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項について、支援者及び市長に対しまして、証人尋問の日時や報道機関の撮影、録音また補佐人同伴についての意向調査を事前に行うことを確認して、日程につきましては、正副委員長に一任していただくことを確認いたしました。</p> <p>日程につきましては、尋問の進め方や議会日程などを考慮しまして、支援者に対しましては7月の月上旬、市長に対しましては7月の下旬頃目安として日程案をお示しいたしました。証人からの出頭意向調査書については、委員の皆さんにお手元に事前に配付しておりますが、内容について事務局から報告を受けた後に協議に入ります。事務局からの報告を求めます。はい、事務局主幹</p>
<p>事務局主幹</p>	<p>それでは事前にお配りしました証人出頭意向調査票について、報告いたします。最初の7月4日のほうに丸ついているものが、これが支援者からのものがございます。市長のほうにつきましては、7月25の午前中に丸ついているものが市長のものでございます。支援者につきましては、この資料のとおりでございますけれども、7月の4日の週にお示しましたけれども、4日の午前中のみ丸がございました。また2番につきましては、この委員会を公開した場合の、その報道機関の撮影録音等についてでございますけれども、これについては捲った4番の報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音について、開会から閉会まで認めるというもので回答がきております。</p> <p>支援者から3番補佐人の同伴願いはございませんでした。また、4番については、自由記載とかございまして、趣旨としましては、陳述する前に自分の思いを述べたいというものがございまして、何事もなく真実を述べるというものが記載されているものでございます。</p> <p>続きまして、市長のほうにつきましては、1番については、7月25の午前中のみございました。2番の報道機関の撮影録音についても支援者と同じく、4番できております。補佐人同伴願いは別紙のとおり、本日の■■■■弁護士を同伴したいという願いが出ているものでご</p>

	<p>ございます。説明は以上でございます。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、証人尋問の日ときについて協議を行いません。 ただいまの報告を踏まえ、証人の意向を尊重しまして、委員長としましては、支援者の証人尋問の日時を7月4日月曜日午前10時から、市長の証人尋問の日時を7月25日月曜日午前9時から、としたいと考えています。 なお、支援者につきましては、当日の証人尋問が午前中に終了しない見込みとなった場合は、休憩を挟み午後から再開する場合があります。 また、市長につきましては当日の証人尋問が午前中に終了しない見込みとなった場合は、公務の関係もあり、後日日程を調整の上、再度証人尋問を行う予定ですのでご承知おきください。 ただいま申し述べました証人尋問の日程や尋問当日の運営予定等についてご意見ございますか。ございませんか。 はい、石井委員</p>
<p>石井清則委員</p>	<p>一点確認です。今聞き漏らし。市長のほうは9時から。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>9時から。市長のほうですね。25日は9時から。一応あの、予定ではおおむね1時から2時間予定していましたが、延びて午後に渡ると日にちを改めなきゃいけないということで、そこは配慮して1時間早くしました。はい、よろしいですか。はい、後ございませんか。 はい、それでは証人尋問の日ときにつきまして採決します。 証人尋問の日ときにつきましては、証人からの意向のとおり、支援者の証人尋問の日時を7月4日（月曜日）午前10時から。市長の証人尋問の日時を7月25日（月曜日）午前9時から、とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 はい、全員賛成でございます。よって、そのように決しました。 次に、証人尋問の公開等の取扱いについて協議に入ります。 それぞれの証人からの出頭意向調査書では、いずれも公開することを認めるとの意向が示されております。それぞれの証人の尋問の公開等の取扱いについて、ご意見ございますか。ございませんか。 はい、それでは支援者の証人尋問については、公開とすることについて、採決を行います。支援者の証人尋問は公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 はい、挙手全員であります。 よって、そのように決しました。ただいまの採決により支援者の証人尋問は公開とすることに決まりました。 報道機関からの撮影や録音の申し出があった場合、本調査特別委員会運営要領4、報道機関等への対応（3）、委員長は証人等のご意見ご要望を聞いた上で、委員会にお諮りする決定となっております。</p>

支援者の意向は、委員の皆様事前に配付しました証人出頭意向調査書のとおり、④報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、開会から閉会まで認めるというものでした。

また支援者は、これまで100万円授受に関して、報道機関から取材を受けており、その際のテレビ放映や新聞記事では個人が特定されないよう、一定の配慮がなされた経緯があるようであります。

このような経緯も踏まえて、念のため、支援者に対しまして、証人尋問の際の報道機関が行う個人情報の取り扱いについての意向を確認するよう私から事務局に対し、指示いたしました。その結果、支援者からはテレビ放映や新聞等の記事掲載については、個人が特定されないよう、報道機関に対しまして一定の配慮を求めたいとの意向が示されましたので報告いたします。

以上のことを踏まえまして、報道機関に対しまして、支援者の証人尋問に関するテレビ放映や新聞等の記事掲載に当たっては、個人情報特定されないよう一定の配慮を求めることにつきまして、意見ございませんか。ございません。

それでは、報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、④とすることに採決を行います。

④は、念のため、報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、開会から閉会まで認めるというものであります。

報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、④とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

ただいまの決定を受けまして、事前に報道機関に対しまして、支援者の証人尋問に関するテレビ放映や新聞等の記事掲載に当たっては、個人情報特定されないよう配慮を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、市長の証人尋問については、公開とすることについて、採決を行います。

市長の証人尋問は、公開とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

ただいまの採決により、当日の証人尋問は、公開とすることに決ま

りました。

報道機関からの撮影や録音の申し出があった場合、本調査特別委員会運営要領4 報道機関等への対応(3)委員長は証人等のご意見・ご要望を聴いた上で、委員会に諮り決定するとなっております。

市長の意向は、委員の皆様事前に配付しました証人出頭意向調査書のとおり、「④ 報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、開会から閉会まで認める。」というものでありました。

報道機関の申し出に対しまして、写真撮影及びテレビカメラ等の撮影や録音の許可を認めることについて、ご意見ございませんか。ございません。

それでは、報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、④とすることについて、採決を行います。

報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、④とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

なお、ただいまの決定を受けまして、鶴岡記者会の加盟各社に対しまして、

①支援者および市長の証人尋問の開催日時、開催場所

②支援者の証人尋問に関するテレビ放映や新聞等での記事掲載にあたり、個人が特定されないよう配慮を求めることの要請書を委員長名で発出することとします。

次に、補佐人同伴願いについて 協議を行います。

本件につきましては、市長から補佐人同伴願いの申し出が提出されております。

このことにつきまして、ご意見ございますか。ないようです。

お諮りします。

市長からの申し出のとおり、補佐人の同伴を認めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、開催場所(会場のレイアウト)について 協議に入ります。

事前に配付しました開催場所(会場レイアウト)について、ご意見ございませんか。ありませんか。ないようです。

それでは、開催場所(会場レイアウト)について、採決を行います。

開催場所(会場レイアウト)について、私、委員長の提案のとおりとすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

次に尋問方法等について協議に入ります。本調査特別委員会運営要領4、証人の尋問(4)に基づきまして、証人1人につき、おおむね1時間から2時間を目安にしたいと考えていますが、尋問の進み具合によりまして、尋問の延長も想定されますので、その際は証人のご都合も確認しながら進めてまいりたいと考えております。また、証人への尋問についてですが、事前に配付しております第5回委員会において決定した、証言を求める事項一覧表のとおり、最初に委員長が総括的に主尋問を行い、委員長の尋問の終了後、各委員が尋問事項について個別に尋問を行うことにしたいと考えています。

尋問の方法は一問一答方式とすることとしております。支援者および市長への委員尋問項目と分担等につきましては、各委員の意向を集約した上で、正副委員長で協議の上決定しますので、正副委員長に一任をお願いいたします。これにございませんか。

はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

前回の委員会でもお願いしましたが、本日の出納責任者の証人尋問や支援者および市長の証人尋問の日程が本日決定したことを受けまして、委員の皆さんから支援者及び市長への証言を求める事項の追加項目も含めて、委員尋問の意向を改めてお聞きしたいと考えています。

支援者につきましては6月の27日(月曜日)まで、また、市長につきましては、7月19日(火曜日)まで事務局に支援者または市長に対する追加の尋問項目、委員尋問の尋問項目及び尋問する委員名を記載の上、書式は任意で構いませんので、提出するようにしてください。

次に、支援者からの要望について確認します。支援者からの証人出頭意向調査書の4その他の欄で、本委員会に対するご意見や要望について記述がありました。

参考書等によれば、証言は証人が体験した事実を述べるものであって、意見を述べるものではないとできないとされており、また、委員会において、尋問された事項に対してのみ、証言を述べることができるため、尋問事項以外については証言を述べることができなくなっております。この内容に沿った、委員会運営を行ってまいりたいと考えております。以上で、証人喚問にあたっての委員会での議決事項であります1. 出頭を求める者の氏名、2. 証言を求める事項、3. 出頭すべき日時場所について、当該事項すべてを委員会で議決いたしました。よって私から議長へ証人出頭要求書を提出し、議長から支援者および市長に対し、証人出頭請求書を送付することになります。

	<p>以上で、協議を終わりました、次に報告に入ります。 はい。どうぞ。はい。草島委員</p>
草島進一委員	<p>1点だけ。確認させてください。一般傍聴人については、どういふふうに対処されるのでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。一般般傍聴人、委員外議員も出席可能です。 はい、坂本委員</p>
坂本昌栄委員	<p>はい。私の認識がなんですが、このその他の4のところは、意見を聞くことになるので、やらないということでもいいんですね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>そういうふうに書いてありましたものですから、改めてですね、当日もその旨お伝えしたいというふうに考えています。これ、副委員長からの正副委員長の打ち合わせでね、指摘もありましたものですから、なお確認の意味で、今日申し上げました。はい。よろしいですか。はい。</p> <p>それでは次に、報告に入ります。この際、お諮りします。本日は、ここまで秘密会議で議事を進めてまいりましたが、これからの報告につきましても、その必要性がなくなつたと思われるので、秘密会を終了したいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>はい、異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。 確認お願いします。</p> <p>【確認】</p> <p>それでは、報告の1番です。記録の提出請求の提出状況について報告します。前回の委員会で決定いたしました記録の提出請求につきましては、去る5月31日付けで、議長から、皆川市長あてに記録提出請求書を送付していただき、6月13日に記録の提出を受けております。記録の写しにつきましては、委員の皆さんに事前にお手元に配付しましたので、確認をお願いします。</p> <p>次に、報告の2に入ります。職員アンケートについてを報告をします。職員アンケートの集計結果につきましては、資料として委員の皆さんに、配付しております。事務局からの説明を求めます。</p> <p>事務局主幹</p>
事務局主幹	<p>本日、机の上に集計結果、17日付けのもので再度お送りしました。これにつきましては、集計結果のところ、1ページ目ですけれども、この回答の概要の人数のところ、点検しました人数に、ちょっと差が出ましたので、それで訂正したものでございます。</p> <p>それ以降のものについては、変更ございません。</p> <p>なお、本日も1件アンケートが追加されたりしましたので、またこれ以降、然るべきときに資料は追加させていただきたいと思ひますけれども、あと内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧いただければと思ひます。説明は以上です。</p>

佐藤博幸委員長	<p>それでは、その他に入ります。委員の皆さんから、その他ございませんか。はい、五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>ただいまの証人尋問の中にも出てきましたけど、会計、資金管理団体とか、後援会会計、それに合わせて今回の2回の訂正が、市長の通帳に基づいて、行われた旨の答弁もありました。その辺を考えあわせて、市長名義の通帳を記録の請求として、できるかどうか含めてちょっとご検討したほうがいいのかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまのは提案ってことですか。請求が可能かどうかも含めて。ああそうですか。はい。ただいまの提案について、委員の皆さんからご意見ございませんか。</p> <p>それでは、ただいまの提案について、採決したいと思います。</p> <p>ただいまの提案について、記録の請求について、できるかできないかも含めて、記録の存否を照会することも含めてですね、採決を行います。出納責任者に対しまして、平成29年10月15日に執行されました鶴岡市長選挙に関する費用の収支に係る預金通帳の原本を、</p>
事務局主幹	<p>今日の説明ですと、出納はみんな現金だったので、今日は市長なり、奥さんの、家族の名義という可能性もありますので、…</p>
佐藤博幸委員長	<p>そうですね、はい、という五十嵐委員、先ほどの証言で、選挙運動資金については、現金で管理をしていましたと、あとそれに伴って、例えばお金を準備したとか、それから、支払いについては、家族のとありましたね。証言が。それも含めてということですか。はい。</p> <p>それでは、先ほどの証言に基づきまして、存否を照会することについて、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、挙手多数であります。</p> <p>よって、そのように決しました。</p> <p>次に、ただいま可決されました、預金通帳の存否の確認及びそれが可能かどうか、請求が可能かどうかも含めまして、回答期限を6月30日とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>はい、異議なしと認めます。</p> <p>よって、記録の提出期限を6月30日とすることに決しました。</p> <p>はい、それでは、最後に次回以降の開催日時の確認をいたします。第9回の委員会は、公開で、支援者の証人尋問を中心に7月4日月曜日午前10時から、第10回の委員会は、公開で、市長の証人尋問を中心に7月25日月曜日午前9時から開催を予定しておりますので、委員の皆さんから、日程の確保につきまして、よろしくお願ひします。以上で、皆川治市長選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。長時間お疲れ様でした。</p>